

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤井律子

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例

(周南市学校施設使用条例の一部改正)

第1条 周南市学校施設使用条例（平成15年周南市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

使用料
720円
600円
600円
360円
290円
290円
390円
320円
320円

」

を

「

使用料
730円
610円
610円
360円
300円
300円
390円
330円
330円

」

に、

「

1時間につき
1,728円
205円

」

を

「

1時間につき
1,760円
209円

」

に改める。

(周南市鶴いこいの里条例の一部改正)

第2条 周南市鶴いこいの里条例（平成15年周南市条例第101号）の一部を次のように改正文する。

別表第1の表を次のように改める。

館名	区分	単位	金額

交流センター	視聴覚室	1時間につき	178円
	研修室	〃	41円
	講座室	〃	178円
	調理室	〃	157円
	宿泊室1	〃	41円
	宿泊室2～5	〃	41円
	浴室	1人1回につき	100円
	屋内運動場	1時間につき	1,330円
須野河内交流館	研修室	〃	41円
	講座室	〃	41円
	調理実習室	〃	157円

別表第3の表を次のように改める。

宿泊	1人1日につき	1,580円
----	---------	--------

別表第5中

「

使用料の額
205円
308円
318円

」

を

「

使用料の額
209円
314円
324円

」

に改める。

別表第6中

「

占用団体	1時間につき	462円
------	--------	------

」

を

「

占用団体	1時間につき	471円
------	--------	------

」

に改める。

(周南市大田原自然の家条例の一部改正)

第3条 周南市大田原自然の家条例（平成15年周南市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		宿泊する場合 (1泊1人につき)	宿泊しない場合 (1人につき)
青 少 年	市内の中・小学生	120円	無料
	市外の中・小学生	230円	70円
	その他（学齢に達しない者を除く。）	320円	150円
その他の者		480円	320円

(周南市徳山社会福祉センターライフセンター条例の一部改正)

第4条 周南市徳山社会福祉センターライフセンター条例（平成15年周南市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設設備 区分	会場種別	時間			超過使用する場合の1時間単価
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	

会場	大会議室	4,260	4,260	5,330	1,068
	中会議室	1,700	1,700	2,130	429
	小会議室	570	570	720	146
	料理実習室	1,240	1,240	1,560	314
入浴設備	利用時間午前10時から午後2時30分まで			公衆浴場料金の3分の1に相当する額とする。	

別表第2中

「

1時間につき
185
82
30
51

」

を

「

1時間につき
188
83
31
52

」

に改める。

(周南市新南陽総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 周南市新南陽総合福祉センター条例（平成15年周南市条例第122号）の一部

を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

時間区分 使用区分	基本使用料の額			超過使用する場合の1時間単価
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
会議室	1,470	1,470	1,840	377
研修室	450	450	560	115
多目的ホール	1,610	1,610	2,020	408
調理実習室	1,410	1,410	1,770	356

別表第2中

「

会議室	61
-----	----

」

を

「

会議室	62
-----	----

」

に、

「

多目的ホール	82
調理実習室	61

」

を

「

多目的ホール	83
調理実習室	62

」

に改める。

(周南市老人休養ホーム条例の一部改正)

第6条 周南市老人休養ホーム条例（平成15年周南市条例第135号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1備考3中「51円」を「52円」に改める。

別表第2備考3中「102円」を「104円」に、「51円」を「52円」に改める。

(周南市石船温泉憩の家条例の一部改正)

第7条 周南市石船温泉憩の家条例（平成15年周南市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		60歳以上（1人に つき）	大人（1人につ き）	中学生以下（1人 につき）
入浴	市内	200円の範囲内	410円の範囲内	100円の範囲内
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の1に規定する療育手帳の交付を受けた者の利用料金の額は、中学生以下を除き200円の範囲内とする。		
	市外	620円の範囲内		310円の範囲内
宿泊	市内	2,610円の範囲内	3,140円の範囲内	1,570円の範囲内
	市外	4,190円の範囲内		2,090円の範囲内
部屋	1階和室	1時間につき1,571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）		
	2階和室	1時間につき1,047円の範囲内		
	デイベー ム	1時間につき3,142円の範囲内（貸切りの場合に限る。）		
持込料及び備品		2,095円の範囲内		

(周南市介護予防施設条例の一部改正)

第8条 周南市介護予防施設条例（平成15年周南市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

使用区分		時間区分	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
三世代交流センター	多世代交流室	1,220	2,040	—	408	
	〃 (1／3 使用)	400	680	—	136	
	〃 (2／3 使用)	810	1,360	—	272	
	和室 (大)	310	520	—	104	
	サロン室	250	410	—	83	
	和室 (小)	250	410	—	83	
	厨房	620	1,040	—	209	
	老人作業室	800	1,350	1,350	272	
	会議室	250	410	410	83	
	和室 (2階)	250	410	410	83	
福川シニア交流会館	洋室	190	330	330	73	
	和室	190	330	330	73	
	会議室	390	670	670	136	

別表第2の表を次のように改める。

使用区分		1時間につき
三世代交流センター	多世代交流室	94
	〃 (1／3 使用)	31
	〃 (2／3 使用)	62
	和室 (大)	31
	サロン室	31
	和室 (小)	20

	厨房	31
	老人作業室	94
	会議室	31
	和室（2階）	20
福川シニア交流会館	洋室	20
	和室	20
	会議室	41

(周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例の一部改正)

第9条 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例（平成15年周南市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第6条関係）

研修室、加工室、製作室又は生産室の利用料金

1回につき	1,100円
-------	--------

(周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例の一部改正)

第10条 周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例（平成15年周南市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同条第2号中「4,110円」を「4,190円」に改め、同号ただし書中「2,050円」を「2,090円」に改め、同条第3号中「5,140円」を「5,230円」に改め、同条第4号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同条第5号中「4,110円」を「4,190円」に改め、同条第6号中「7,200円」を「7,330円」に改め、同条第7号中「5,140円」を「5,230円」に改め、同条第8号中「1,020円」を「1,040円」に改め、同条第9号から第13号までの規定中「2,050円」を「2,090円」に改め、同条第14号中「4,110円」を「4,190円」に改め、同条第15号中「3,080円」を「3,140円」に改め、同条第16号中「1,230円」を「1,250円」に改める。

(周南市保健センターライフ条例の一部改正)

第11条 周南市保健センターライフ条例（平成15年周南市条例第152号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第7条関係）

基本使用料

使用区分	施設種別	午前	午後	夜間
		8時30分から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
1 営利（営業、宣伝その他の商行為をいう。以下同じ。）を目的とする場合	健診ホール	17,040円	15,140円	18,940円
	健康増進室1	4,580円	4,080円	5,100円
	健康増進室2	4,330円	3,860円	4,820円
	健康増進室3	4,580円	4,080円	5,100円
	調理実習室	4,580円	4,080円	5,100円
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	健診ホール	12,230円	10,870円	13,590円
	健康増進室1	3,800円	3,380円	4,230円
	健康増進室2	3,590円	3,200円	4,000円
	健康増進室3	3,800円	3,380円	4,230円
	調理実習室	3,800円	3,380円	4,230円
3 その他の場合	健診ホール	6,420円	5,700円	7,130円
	健康増進室1	1,730円	1,540円	1,920円
	健康増進室2	1,630円	1,450円	1,820円
	健康増進室3	1,730円	1,540円	1,920円
	調理実習室	1,730円	1,540円	1,920円

備考 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

附属設備及び備品使用料

1品1回につき800円の範囲内で市長が定める額

別表第2の表を次のように改める。

施設種別	午前	午後	夜間
	8時30分から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
健診ホール	1時間につき261円		
健康増進室1	280円	250円	310円
健康増進室2	280円	250円	310円
健康増進室3	330円	290円	360円
調理実習室	280円	250円	310円

(周南市休日夜間急病診療所条例の一部改正)

第12条 周南市休日夜間急病診療所条例（平成15年周南市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「3,080円」を「3,140円」に改める。

(周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例の一部改正)

第13条 周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例（平成15年周南市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

告示第498号第9号に規定する者以外の者に対し、告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額

」

を

「

告示第498号第9号に規定する者以外の者に対し、告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

」

に改める。

(周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部改正)

第14条 周南市介護老人保健施設使用料手数料条例（平成16年周南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

金額（1日につき）
1,640円
2,110円
370円

」

を

「

金額（1日につき）
1,668円
2,148円
377円

」

に改める。

(周南市学び・交流プラザ条例の一部改正)

第15条 周南市学び・交流プラザ条例（平成26年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の周南市学び・交流プラザ施設使用料の（1）多目的ホール及び交流アリーナ使用料の表を次のように改める。

（1）多目的ホール及び交流アリーナ使用料 （単位 円）

区分	基本使用料の額（1時間につき）	
	平日	土曜日、日曜日及び休日
多目的ホール使用	1,938	2,326

ホール	フロア使用	887	1,065
交流ア リーナ	全面	3,891	4,669
	1／2面	1,946	2,335
	1／4面	973	1,168
	1／8面	487	584

別表第1の周南市学び・交流プラザ施設使用料の（2）その他諸室使用料の表を次のように改める。

（2）その他諸室使用料 (単位 円)

区分	基本使用料の額（1時間につき）
交流室 1	132
交流室 2	150
交流室 3	187
交流室 4	377
交流室 5	84
交流室 6	152
交流室 7	127
交流室 8	137
交流室 9	143
レクリエーション室	262
調理室	257
創作活動室	356
和室	180
武道場	全面 1,639
	1／2面 820

別表第2の表を次のように改める。

区分	単位	使用料（1時間につき）
多目的ホール	1時間	248
武道場（一般開放を除く。）	全面	1時間 497
	1／2面	
		249
交流室4 創作活動室	1時間	124
交流室（交流室4を除く。） レクリエーション室 調理室 和室	1時間	62

別表第3の表を次のように改める。

区分	単位	使用料（1時間につき）
交流アリーナ（一般開放を除く。）	全面	1時間 518
	1／2面	
	1／4面	
	1／8面	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市学校施設使用条例、周南市鶴いこいの里条例、周南市大田原自然の家条例、周南市徳山社会福祉センター条例、周南市新南陽総合福祉センター条例、周南市老人休養ホーム条例、周南市石船温泉憩の家条例、周南市介護予防施設条例、周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例、周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例、周南市保健センター条例、周南市休日夜間急病診療所条例、周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例、周南市介護老

人保健施設使用料手数料条例及び周南市学び・交流プラザ条例の規定は、この条例の施行日以後に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金について適用し、同日前に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金については、なお従前の例による。